

## 西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱 Q & A

西予市教育委員会まなび推進課

Q 1. 補助対象は1年生に限らないという解釈で良いか。

A. お見込のとおり、2,3年生も対象となります。

Q 2. 単車・自転車は在校中1回のみ補助されるが、買い替えの場合も対象となるのか。

A. 通学に利用するためなら、買い替えも対象となります。1,2年生は年間を通して随時、申請を受け付けますが、3年生は要綱どおり9月20日を申請期限とします。

Q 3. 定期券の補助申請には証拠が必要だが、定期券自体のコピーを添付するのか。(別添の「申請書添付書類」をご確認ください。)

A. 定期券の場合は購入時に窓口で「発行証明書」が必要な旨を伝え、その写しを添付してください。定期券(または定期券のコピー)の添付は不可。回数券の場合は「自動発券機」ではなく必ず窓口で購入し、「売渡証明書」が必要な旨を必ず伝え、その写しを添付してください。

ケース1 定期券購入時に「発行証明書」をもらい忘れた場合。

A. 再発行が可能。宇和島自動車本社(0895 22 2200)へ電話し 生徒氏名 定期券を購入した月 受け取り希望の営業所 の3点をお伝えいただければ、希望の営業所で「発行証明書」を受け取ることができます。

ケース2 定期券購入時に「発行証明書」をもらい忘れ、さらに当該定期券が有効期限満了により既に返却済の場合。

A. ケース1同様、再発行が可能。宇和島自動車本社(0895 22 2200)へ電話し 生徒氏名 定期券を購入した月 受け取り希望の営業所の3点をお伝えいただければ、希望の営業所で「発行証明書」を受け取ることができます。

ケース3 回数券を「自動発券機」で購入してしまい、「売渡証明書」を取得できなかった場合。

A. 「自動発券機」で購入した回数券の頭部に小さな領収片がついています。宇和島自動車本社(0895 22 2200)へ電話し、市へ補助金申請を行うため「売渡証明書」が必要である旨をお伝えいただければ、希望の営業所で手持ちの小さな領収片と引換えに受け取ることができます。

Q 4. 自転車や原付バイクの購入証明はレシートでも良いか。

A. 結構です。確認ができれば他の商品と一緒に(1枚)のレシートでも構いません。

Q 5. 市外から通学している生徒は当補助金には該当しないのか?

A. 交付対象者(保護者)は市内に在住を有する者と定めており、市外からの通学生徒や県外からの下宿生徒は該当しません。

Q 6. 新入生(1年生)の自転車や原付バイクの購入日は入学前でも構わないか。

A. 合格発表(推薦2月中旬、一般3月中旬)後の購入を想定していますが、中にはそれ以前のお買い得時期や早めの家族プレゼント購入も有り得ます。従って、申請した購入自転車・原付バイクを生徒が通学利用していると学校が現認した場合、購入日は当年1月1日まで遡れます。

Q 7. 定期券・回数券の補助金申請はいつ、どこにすればよいか。

A. 交付要綱第4条第1項により、3月1日から8月31日までに購入した定期券・回数券については有効期限に限らず前期(9月1日から20日の間)に各高校の事務室へ申請書を提出してください。同様に第2項により、9月1日から2月末日までに購入した定期券・回数券は後期(翌年度の2月1日から3月20日まで)に提出してください。それぞれ、申請期間を過ぎると受付できませんので、必ず期限までに申請を行ってください。